

介護人材再就職準備金貸付 の手引き

※実施要綱・要領や手引き、様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

みやぎハートフルセンター 福祉人材センター
人材確保・支援係

〒980-0014

仙台市青葉区本町三丁目 7-4

宮城県社会福祉会館 1 階

TEL:022-399-8844 / FAX:022-261-9555

ホームページ：<https://www.miyagi-sfk.net>

目 次

I 介護人材再就職準備金貸付事業について……………	3
II 手続きに必要な提出書類一覧……………	7
III 介護人材再就職準備金貸付制度に関するQ&A……………	9

令和6年 4月 1日 改訂

3 貸付対象者の(3)においては、令和6年7月1日から適用する。

Ⅰ 介護人材再就職準備金貸付事業について

1 目的

この資金は、離職した介護職員で、即戦力として期待される介護職としての一定の知識及び経験を有する方に対し、再就職準備金を貸し付けることにより、県内介護人材の確保を支援することを目的としています。

2 実施主体

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

3 貸付対象者

宮城県内に住民登録のある方又は宮城県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者で、次の（１）から（６）までの基準を全て満たす方を対象とします。

【介護職員等の業務】

以下の種別のサービスを実施する施設又は事業所で、介護職員その他主たる業務が介護である方をいいます。相談業務や施設長業務、障害福祉サービスの事業所は対象となりません。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ・（介護予防）訪問介護 | ・（介護予防）訪問入浴介護 |
| ・（介護予防）通所介護 | ・（介護予防）通所リハビリテーション |
| ・（介護予防）短期入所生活介護 | ・（介護予防）短期入所療養介護 |
| ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 | ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ・ 夜間対応型訪問介護 | ・（介護予防）認知症対応型通所介護 |
| ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 | ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 |
| ・ 地域密着型通所介護 | ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| ・ 地域密着型介護老人福祉施設 | ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） |
| ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | ・ 介護老人保健施設 |
| ・ 介護療養型医療施設 | ・ 第一号訪問事業 |
| ・ 第一号通所事業 | |

- （１）居宅サービス等を提供する事業所等で介護職員等として実務経験を１年以上（雇用期間が通算 365 日以上かつ介護等の業務に従事した期間が 180 日以上）有する方
- （２）介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する方として認められ

る次のいずれかに該当する方

- ① 介護福祉士
- ② 介護職員実務者研修を修了した方
- ③ 介護職員初任者研修を修了した方

(介護職員基礎研修、ヘルパー1級・2級課程を修了した方を含む)

- (3) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの期間が3か月(90日)以上ある方。
- (4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、宮城県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金利用計画書を提出した方。
- (5) 本県及び他県の「介護分野就職支援金」、「障害福祉分野就職支援金」、「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」の貸付を受けたことがない方。
- (6) 県内にある事業所又は施設において、介護職員等として就労し、2年以上引続き従事する意思のある方。

4 貸付額及び貸付回数

貸付額は、400,000円と再就職準備金利用計画書に記載された額のいずれか少ない方の額とします。

また、貸付回数は1人あたり1回限りとします。

5 貸付方法及び利子

(1) 貸付の決定

貸付の可否については、貸付審査のうえ決定し、申請者に通知いたします。

(2) 資金の交付

貸付金の交付は一括交付とし、指定の口座に振り込みます。

(3) 貸付利子

無利子とします。ただし、返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

6 連帯保証人

貸付けを受けようとする方は、連帯保証人1名が必要です。貸付けを受けようとする方が未成年の場合は、法定代理人(父、母、親権者又は後見人)を連帯保証人としなければなりません。

また、連帯保証人は、貸付けを受けた方が貸付金の返還を行わない場合は、すべての返還義務を負担していただきます。

7 返還及び返還方法

次のいずれかに該当するときは、貸付金を返還しなければなりません。ただし、

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除きます。

- (1) 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- (2) 県内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

また、返還方法は、一括又は月賦のいずれかの方法により、4年以内に返還しなければなりません。

8 返還の免除

次に該当する場合は、貸付金の返還を全額または一部免除することができますので、希望する場合は、関係書類を添えて「返還免除申請書（様式第12号）」及び「介護等業務従事期間証明書（様式第27号）」を提出して下さい。

- (1) 借受人が、県内で介護職員等として、引き続き2年間その業務に従事した場合。……全額免除
- (2) 借受人が、1年以上、宮城県内で返還免除対象業務に従事したとき。
…一部免除
- (3) 借受人が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合
…全額免除
- (4) 借受人が、死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなった場合（相続人又は連帯保証人へ請求を行っても返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り。）……全額又は一部免除

9 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができますので、希望する場合は、関係書類を添えて「返還猶予申請書（様式第11号）」を提出して下さい。

- (1) 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により貸付金の返還が困難であると認められるとき

10 申請手続き

申請に必要な書類はつぎのとおりです。

- (1) 介護人材再就職準備金借入申請書（様式第1号の2）
申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（記載事項の省略のないもの、マイナンバーは不要）

- (2) 個人情報取扱同意書（様式第 31 号）
- (3) 保有資格の取得証明書又は修了証明書の写し
- (4) 介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）
- (5) 借受人が未成年者で、法定代理人が 2 名存在する場合は、連帯保証人になっていない方からの同意書（様式第 28 号）
- (6) 雇用証明（辞令、雇用契約書等）の写し

1.1 届出の義務

- (1) 借受者は、次のいずれかに該当するときは、届け出が必要です。
 - ① 借受人又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。異動届（様式第 19 号）
 - ② 業務を産休、病休等で一時中断したとき。休業届（様式第 22 号）
- (2) 借受人は、毎年 4 月 1 日現在の就業状況について 4 月末日までに報告が必要です。就業状況報告書（様式第 20 号）
- (3) 連帯保証人は、借受人が死亡又は心身の故障が生じた場合には、届出が必要です。異動届（様式第 19 号）
- (4) 借受人は、業務従事先を変更し、引き続き返還免除対象業務等に従事する場合は業務従事先変更届（様式第 24 号）の提出が必要です。
- (5) 業務に従事しなくなった場合は、業務廃止届（様式第 25 号）及び介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）の提出が必要です。

II 手続きに必要な提出書類一覧

1 借入申込時

事 項	提出書類（※印は添付書類）	提出先
借入の申請をするとき ※「3 貸付対象者」 を御確認の上、お申 込みください。	借入申請書 (様式第1号の2)	借入申込者 →県社協
	介護等業務従事期間証明書 (様式第27号)	
	雇用を証明するもの（辞令等）	
	保有資格の取得証明書又は修了証明書の写し	
	個人情報取扱同意書 (様式第31号)	
申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票(※記載事項に省略のないもの、マイナンバーは不要)		
貸付決定を受けたとき	借用証書兼誓約書 (様式第6号)	借受者 →県社協
	借受者及び連帯保証人の印鑑証明(未成年の借受者除く)	
	銀行口座振込依頼書 (様式第7号) ※振込口座通帳表紙及び表紙裏のコピー。または、口座番号連絡書。(金融機関名・支店名・支店番号・口座番号・口座名義人記載・ヨミガナが判明できるもの)	

2 就労後

事 項	提出書類（※印は添付書類）	提出先
返還猶予の申請を行うとき	返還猶予申請書 (様式第11号) ※り災証明書、医師の診断書等、事由を証明できる書類	借受者→県社協
継続して業務に従事しているとき（毎年4月1日現在）	就業状況報告書 (様式第20号) (免除になるまで毎年4月末日までに提出)	借受者(勤務先) →県社協
やむを得ない理由により、業務を中断したとき	休業届 (様式第22号) ※休業を証明できる書類	借受者(勤務先) →県社協

住所・氏名等に変更が生じたとき (借受者・連帯保証人)	異動届 (様式第19号) ※住所を変更した場合には、記載事項に本籍、続柄の記載された住民票(マイナンバーは不要) ※氏名が変更となった場合には、戸籍謄本	借受者→県社協
同一法人・会社内で人事異動があり、これまでの業務先等に変更があった時	業務従事先変更届 (様式第24号) ※異動後の業務先ならびに職種に従事することが証明できる書類	借受者→県社協
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人異動申請書 (様式第8号)	借受者(連帯保証人)→県社協
退職したとき	Q&Aをご覧くださいとともに、退職された際には、速やかな御連絡をお願いします。	借受者→県社協
貸付金の返還免除を申請するとき	返還免除申請書 (様式第12号)	借受者→県社協
	介護等業務従事期間証明書(様式第27号)	借受者(勤務先)→県社協

Ⅲ 介護人材再就職準備金貸付制度に関するQ & A

Q 1 従事していた施設を退職しました。他施設で規定業務に従事する予定ですが、まだ決まっていません。どのような手続きが必要ですか。

答 離職された場合は、「業務廃止届（様式第 25 号）」に「介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）」を添付して提出してください。また、規定する業務に再就職が決まり、就業した場合「業務従事届（様式第 23 号）」に新たな勤務先が作成した雇用契約書等の写しを添付して、速やかに提出してください。

なお、退職してから再度規定する業務に就業するまでの間（1 か月以上となる場合）は貸付金の返還義務が生じます。

Q 2 従事していた施設を退職し、翌月から別の福祉施設で働き始めましたが、どのような手続きが必要ですか。

答 再就職するまでの間が 1 か月以内の場合は「業務従事先変更届（様式第 24 号）」に「介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）」と新たな勤務先が作成した雇用契約書等の写しを添付して提出してください。

Q 3 施設に 2 年間従事しました。返還免除になるためには、どのような手続きが必要ですか。

答 従事した期間に休職等がなく、2 年間継続して規定業務に従事した場合、返還が免除されます。「介護福祉士等修学資金返還免除申請書（様式 12 号）」に事業所が証明する「介護等業務従事期間証明書（様式 27 号）」を添えて提出してください。

なお、2 年の間に複数の事業所で勤務した場合は、事業所毎の業務従事期間証明書が必要となります。

Q 4 卒業後、借受人が死亡した場合、又は心身の故障のため業務に従事できなくなった場合はどのようになりますか。

答 死亡した場合は除票(又は死亡診断書の写し)を添付し、異動届（様式第 19 号）を提出してください。死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなった原因について、業務上の事由であれば返還が免除され、それ以外の事由であれば返還の義務が生じます。

